

## 審査基準整理票

処分名	産業廃棄物処理施設の変更の使用前検査		
根拠法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)	(条項) 第 15 条の 2 の 6 第 2 項において準用する第 15 条の 2 第 5 項	
基準法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(条項) 第 15 条の 2 の 6 第 2 項において準用する第 15 条の 2 第 5 項	
所管部署	環境部 産業廃棄物対策課		
標準処理期間	1 4 日	法定処理期間	
<b>【審査基準】</b>			
・文書の名称 <b>【</b> <input type="checkbox"/> <b>】</b>			
・掲載図書等 <b>【</b> <input type="checkbox"/> <b>】</b>			
・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載			
産業廃棄物処理施設設置変更許可申請書に記載した設置に関する計画に適合している こと。			
参考			
<b>【根拠法令、基準法令】</b>			
<b>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</b>			
第 15 条の 2 第 5 項			
前条第一項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理施設の設置者」という。)は、当該許 可に係る産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該産業廃棄物処理施 設が当該許可に係る前条第二項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認め られた後でなければ、これを使用してはならない。			
第 15 条の 2 の 6 第 2 項			
第 15 条第 3 項から第 6 項まで及び第 15 条の 2 第 1 項から第 4 項までの規定は、前項の 許可について、同条第 5 項の規定は、前項の許可を受けた者について準用する。			